

JESU 公認大会規約

大会主催者は以下に定める規約に則り、すべての項目を遵守した上で一般社団法人日本 e スポーツ協会（以下「JESU」という。）の公認を受け、当該公認大会の開催を行うものとする。

1 定義

JESU 公認大会とは、以下に定める JESU の公認を受けて開催される予選（ただし、当該大会に出場する選手やチームの選定を目的としたものについては、JESU が認めるものに限る。）から決勝までの一連の大会をいう。

① JESU 公認プロライセンスの発行対象者の決定にかかる試合（以下「ライセンス発行等決定試合」という。）

② JESU 公認プロライセンス保持者が、仕事の報酬として賞金の提供を受ける試合

なお、JESU 公認大会は、全試合がオンラインで開催される大会（以下「公認オンライン大会」という。）と全部または一部がオフラインで開催される大会（以下「公認オフライン大会」という。）が含まれるものとする。

2 大会主催者の遵守事項

2.1 担当者配置

日中に JESU と連絡の取れる担当者を配置すること。

2.2 個人情報保護

個人情報保護法をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守すること。

2.3 組織図の策定

組織構成が定まっていること。

2.4 情報公開スケジュールの策定

申請後から大会開催までの情報公開のスケジュールが定まっていること。

2.5 リハーサルの実施

本番環境でリハーサルを実施すること。

2.6 スポンサー制限

スポンサーをつけ、大会および関係するプロモーションに活用してもよい。ただし、下記に例示される制限カテゴリーに該当するスポンサーがあった場合には、JESU は公認を取り消す場合がある。

2.6.1 市販薬ではない医薬品

2.6.2 火器類、拳銃または弾薬

2.6.3 ポルノ画像やポルノ製品を表示し、またはこれに関するウェブサイト

2.6.4 たばこ、喫煙、または吸引製品

2.6.5 アルコール製品その他の酪酐性物質のうち、その販売または使用が法令によって規制されているもの

2.6.6 仮想上の物品の販売者であって、その物品の詐欺的または違法な販売者として知られている者

2.6.7 その他、公序良俗に反するまたは大会の公正性に著しく悪影響を及ぼす可能性がある
あると JESU が判断するスポンサー

3 賞金

- 3.1 賞金額は、出場選手の実績、大会の興行性、一般的な物価・経済情勢、過去の大会実績その他の事項を基に大会主催者が立案して JESU に申請するものとし、JESU は当該大会を公認するかどうかについて判断する際に当該賞金が適切であるかについても考慮する。
- 3.2 大会主催者は、実際に支払われた賞金額を JESU に報告する。

4 審判員

- 4.1 JESU 公認大会において行われる試合のうち、ライセンス発行等決定試合は、ゲーム内容に精通している審判員の立会のもと開催しなければならない。
- 4.2 前項の審判員は、当該ゲームタイトルの著作権を管理または保有する者（以下「IP ホルダー」という。）による認定を受けた者でなければならない。
- 4.3 大会主催者は、審判員の立会のもと開催された試合において、審判員を通じて公正に試合が行われているか否かを確認するものとする。

5 立会人制度

5.1 立会人制度の目的

JESU 公認大会が公平公正に運営されるために設けられた監査制度である。

5.2 該当試合

ライセンス発行等決定試合を立会人制度の該当試合とする。

5.3 監査方法

立会人は、該当試合について、JESU が定める監査項目に基づいた大会運営がなされているか否かを確認するとともに、出場選手がライセンスを取得した場合には、当該選手に対して JESU 公認ライセンス規約の説明、誓約書の取り交わしを行う。

5.4 費用 の負担

大会主催者は立会人の派遣費用 3 万円(税別/1 日あたり)および旅費交通費を JESU に支払う。

5.5 大会主催者の協力義務

大会主催者は立会人の監査に必要な業務に協力しなければならない。

6 公認大会の認定条件

6.1 IP ホルダーの承認

大会で使用するゲームタイトルのすべてについて、IP ホルダーの承認を得ていること。

6.2 発行可能ライセンス数

当該 JESU 公認大会において新たに発行可能な JESU 公認プロライセンスの数が、原則として既にプロライセンスを保有する者を除いた当該大会の総参加者の 1~3%程度となっていること。詳細な発行数については、大会主催者、IP ホルダーおよび JESU の 3 者で協議の上決定するものとする。

6.3 ルールブックの策定・公表

大会ルールおよび対戦フォーマットが書面により定まっており（以下「ルールブック」という。）、これが公表されていること。

6.4 不正行為対策の整備

選手のなりすましを防ぐための本人確認に関する規定や、不正ツールを利用して大会に参加する行為を防ぐための規定およびこれらの不正行為に関する罰則規定が設けられており、大会のルールブックに明記されていること。

6.5 対戦組み合わせ

大会主催者は、参加者によって対戦組み合わせを恣意的に操作してはならない。ただし、予選結果、ランキングなどによって設定されたシードによる有利不利の枠を事前に設定することは可とする。

6.6 年齢制限

使用タイトルに対して設定された出場可能な最低年齢が、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）または販売プラットフォームが規定した年齢制限を下回らないこと。

6.7 動画の保存

大会主催者は、ライセンス発行等決定試合を記録した動画を、当該試合の日から3か月の間、保存または保管しなければならない。なお、JESUから求められた場合は、当該動画を提出しなければならない。

6.8 団体戦

団体戦を行う際には、控え選手の人数などチームの構成を明確にしなければならない。

6.9 公認オフライン大会固有の認定条件

公認オフライン大会は、以下の条件を満たすものでなければならない。

6.9.1 会場設備

（誘導線の確保等）

誘導線の確保等、適用される法令（消防法等）を遵守すること。

（電源予備）

試合用電源の予備が確保され、トラブル時にすぐ復旧できる体制であること。

（ネットワーク予備）

試合用ネットワークの予備が確保され、トラブル時にすぐ復旧できる体制であること。

（各種デバイス予備）

試合用デバイスの予備が確保され、トラブル時にすぐ復旧できる体制であること。

6.10 公認オンライン大会固有の認定条件

公認オンライン大会は、以下の条件を満たすものでなければならない。また、公認オンライン大会に該当しない大会であっても、オンラインで実施されるライセンス発行等決定試合数が多い場合等、大会の構成に照らして、公正性の観点から本項に定める条件を満たすことが必要であるとJESUが判断した場合も同様とする。

6.10.1 オフライン大会の開催実績

大会主催者または大会運営者は、これまでに JESU 公認のオフライン大会、または JESU 公認大会と同等と認められる非公認のオフライン大会（タイトルは問わない。）を開催した実績がなければならない。ただし、IP ホルダーが、これに類する実績のあるものとして個別に承認した主催者または大会運営者はその限りではない。

6.10.2 不正行為対策の整備

大会主催者は、6.4 に定めた不正行為対策の一環として、なりすまし対策、チート対策、並びに不正行為に関する罰則規定を設け、大会のルールブックに明記しなければならない。また、ルールブックは認定申請時に JESU に提出しなければならない。試合日程、試合進行などの実施条件の都合により、不正行為対策の一部が実行出来ない場合は、その理由と代替策を JESU に提出し、協議のうえ、公認の可否を決定する。

6.10.3 【なりすまし対策(本人確認)】

6.4 に定めた不正行為対策の一環として、ライセンス発行等決定試合 については、選手の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真付きの身分証(パスポートや、免許証など) の写し等を事前に取得し、本人確認に努めなければならない。

【なりすまし対策（その他）】

大会主催者はタイトルごとに適切かつ具体的ななりすまし対策を設け、適宜、ルールブックに明記しなければならない。

6.10.4 運営拠点の設置

大会主催者は、ライセンス発行等決定試合を実施する際には、運営拠点を設置するものとし、運営拠点に関する情報(場所、日時、審判の人数、スタッフの人数と役割)を、JESU 公認大会の認定申請時に JESU に提出しなければならない。

6.10.5 審判員の配置

4.1 に定める審判員の立会は、運営拠点に審判員を配置する方法によるものとする。

6.10.6 立会人の受入れ

大会主催者は、ライセンス発行等決定試合を実施する際には、運営拠点に JESU から派遣された立会人による立会を受け入れなければならない。

7 大会の中止

大会主催者は、やむを得ず大会を中止する場合は、JESU およびプレイヤーに速やかに報告し、事後の対応については JESU と協議の上で大会主催者が責任をもって実施するものとする。

8 JESU 公認プロライセンスの発行数に関する告知義務

大会主催者は、当該大会におけるおおよそのライセンス発行数および発行対象者の決定方法をあらかじめ告知するものとする。

9 賞金総額告知義務

大会主催者は、当該大会における賞金総額をあらかじめ告知するものとする。

10 罰則規定

大会主催者は、不正を行った選手に対する罰則のための規定を大会規約に設けなければならない。

【罰則例】

- ・ JESU 公認大会や、主催者が今後実施する大会への出場禁止（一定期間または無期限）
- ・ 賞金の剥奪
- ・ 法的手段の検討
- ・ 上記の他、JESU 公認プロライセンス規約の 7.6、7.7 に基づき、不正行為を行ったと認められる選手については、IP ホルダー、大会主催者および所属チームと協議のうえ、JESU 公認プロライセンスの剥奪等、相応の処分が科される場合があること。

11 反社会的勢力の排除

大会主催者は、反社会的勢力との取引排除を目的とした誓約書を提出すること。

12 規約の改訂等

JESU は、この規約に定めのない事項については別途詳細を定め、また、この規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、電子メール、書面その他 JESU が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

2018 年 5 月 8 日制定、施行

2019 年 4 月 11 日改定、施行

2019 年 11 月 27 日改定、施行

2026 年 2 月 16 日改定、2 月 26 日施行